平成19年8月8日 人権救済委員会決定

大阪大学大学院国際公共政策研究科では、アカデミック・ハラスメントを防止し、被害者を救済する目的で、ガイドラインを作成しています。当ガイドラインは、必要な場合には改訂を行います。

1. アカデミック・ハラスメントの定義

教育・研究の場において、制度上若しくは事実上の地位又は権限を不当に利用して、いやが らせをすること。

アカデミック・ハラスメントの多くは、教員から学生に対して、あるいは教員から他の教員に対して行われます。

「学生」とは、本研究科において教育及び指導を受けるすべての者をいいます。

被害者は、本研究科を離れた場合でも、過去の被害について相談をすることができます。

「教育・研究の場」には、学内における人間関係が持続する、学外でのゼミナールの飲み会や合宿等も含まれます。

2. アカデミック・ハラスメント防止の必要性

アカデミック・ハラスメントは、重大な人権侵害です。個人の教育を受ける権利及び研究を 行う権利を害し、生命・身体・人格を深く傷つける行為です。またアカデミック・ハラスメン トは、教育・研究を推進するという、大学の社会的使命の遂行を妨げ、教育・研究のための環 境を悪化させる行為です。したがって、アカデミック・ハラスメントを起こすことは、個人の権利 を侵害するだけでなく、大学の組織としての利益を損なうことにもなることを認識することが必 要です。

3. アカデミック・ハラスメントを防止するための心構え

- (1) 教育・研究を推進する大学のような場であっても、アカデミック・ハラスメントというふさわしくない行為がなされることがあります。アカデミック・ハラスメントは、制度上又は事実上、地位に優劣関係があれば、だれでも加害者又は被害者になり得る問題であることを認識する必要があります。
- (2) 教員の指導・注意は、学生からみれば立場上反論したり、聞き返したりすることが困難な状況にあることも多いため、具体的な理由を添えて行うことが必要です。
- (3) 何よりも重要なことは、普段から学生等との意志疎通を密にしてしっかりした信頼関係を作り上げておくことです。
- (4) 各自がアカデミック・ハラスメントの加害者にならないためにどうすべきかを、日常的に 検討しておくことが大切です。
- (5)被害を見聞きしながら、漫然とこれを放置することは、人権侵害に加担することになりうるとの認識を持つことが必要です。

4. アカデミック・ハラスメントの事例

ここに一般的にアカデミック・ハラスメントと考えられる事例を挙げます。アカデミック・ハラスメントは、これらの事例に限られるものではありません。また、これらの事例に当たることが、直ちにアカデミック・ハラスメントの認定につながることにもなりません。同じことが行われても、背景・人間関係・環境・状況などによって、異なる認定がなされる場合がありますので注意が必要です。

なお、事例は「NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」の「アカデミック・ハラスメント 防止対策ガイドライン (2004 年)」を参考にしました。

- (1) 学習・研究活動の妨害(大学における正当な活動を直接的・間接的に妨害すること。)
 - ・正当な理由なく文献や図書あるいは機器類を使わせないという手段で、研究遂行を妨害する。
 - ・正当な理由なく研究室の出入りを禁止する。
 - ・研究費の申請等を妨害する。
- (2) 卒業・進級の妨害(学生や大学院生の進級・卒業・修了を正当な理由なく認めないこと。また、 正当な理由なく単位を与えないこと。)
 - ・研究を開始して間もないのに理由もなく留年を言い渡す。
 - ・正当な理由なく科目の単位を与えない。
- (3) 選択する権利の侵害(就職・進学の妨害、望まない異動の強要など。)
 - ・教育・研究の適切な指導の範囲を超えて、本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押し つける。
 - ・不当に他の教育・研究組織への異動を強要する。
- (4) 指導義務の放棄、指導上の差別(教員の職務上の義務である研究指導や教育を怠ること。また、 指導下にある学生等を差別的に扱うこと。)
 - ・研究指導やアドバイスをしないまま、研究成果が出せない責任を一方的に学生に押しつける。
 - ・提出された論文原稿を理由もなく長期間放置する。
- (5) 研究成果の横取り(研究論文の著者を決める国際的なルールを破ること、アイデアの盗用など。)
 - ・第一著者にふさわしい最も大きな貢献をした者を第一著者にしない。
 - ・著書や論文の執筆者の順番を研究者に相談なしに教員が勝手に決めたり、研究に貢献したのにもか かわらず著者に加えない。
 - ・学生の了承を得ることなく、当該学生の研究成果を使って論文を書く。
- (6) 精神的虐待(学生等を傷つけるネガティブな言動を行うこと、それが発憤させる手段としても不適切であること。)
 - ・相手方の人格を損なうような発言をする。
 - ・学生等が持ってきた論文原稿を受け取らない、破り捨てる、無視するといった対応をする。
 - ・学生の出身大学や留学生の出身国に対する差別発言をする。
- (7) 不適切な環境下での指導の強制
 - ・午後11時からなど、深夜に指導を行う。
 - ・必要のない徹夜や休日の指導を強要する。
- (8) 権力の濫用
 - ・対価なしに研究補助をさせたり雑用などを手伝わせる。
 - ・親密な関係を強要する。
 - ・架空の出張届や領収書を出すなど不正・不法行為を強要する。